

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2019年12月26日

【発行者の名称】

コンピュータマインド株式会社
(Computer Mind Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役執行役員社長 竹内 次郎

【本店の所在の場所】

神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目10番9号

【電話番号】

(044)856-9922 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役執行役員 東 時生

【担当J-Adviserの名称】

フィリップ証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【公表されるホームページのアドレス】

コンピュータマインド株式会社

<https://www.cmind.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの

点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第41期中	第42期中	第43期中	第41期	第42期
会計期間	自 2017年 4月1日 至 2017年 9月30日	自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日	自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日	自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日	自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日
売上高 (千円)	183,150	172,288	223,857	497,714	443,215
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	5,216	△23,184	△10,931	2,933	△13,600
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益又は親会社株主に帰属する中間 (当期) 純損失 (△) (千円)	3,587	△19,084	5,892	336	△14,330
中間包括利益又は包括利益 (千円)	3,587	△18,848	5,885	△3	△14,231
純資産額 (千円)	142,923	115,984	121,657	139,333	119,351
総資産額 (千円)	595,693	615,378	366,334	702,064	622,103
1株当たり純資産額 (円)	317.60	257.74	271.86	309.62	266.71
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	10.00	8.00
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間 (当期) 純利益金額又は1株当たり中間 (当期) 純損失金額 (△) (円)	7.97	△42.41	13.17	0.74	△31.93
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	24.0	18.8	33.2	19.8	19.2
自己資本利益率 (%)	2.5	△14.9	4.9	0.2	△11.1
株価収益率 (倍)	—	—	38.0	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	1,335.9	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	44,212	△48,610	35,448	108,079	△52,716
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△71,245	△53,367	282,495	△71,674	△60,078
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	85,764	△240	△284,120	62,184	△7,179
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	159,623	97,263	113,331	199,481	79,506
従業員数 (人)	22	28	26	22	27
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(13)	(12)	(14)	(13)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第42期及び第42期中の株価収益率については、親会社株主に帰属する中間（当期）純損失が計上されているため記載しておりません。また、第41期及び第41期中の株価収益率については、取引実績がないため、記載しておりません。
4. 第42期の配当性向については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第41期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の連結財務諸表についてリンクス有限責任監査法人の監査を受けており、第42期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表について監査法人やまぶきの監査を受けております。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第41期中間連結会計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）の中間連結財務諸表についてリンクス有限責任監査法人の監査を受けており、第42期中間連結会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）及び第43期中間連結会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間連結財務諸表について監査法人やまぶきの監査を受けております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

主要な関係会社について、当社連結子会社であるコンピュータマインドエナジー 1 株式会社は、先端技術活用事業セグメントにおける太陽光エネルギーによる発電・売電事業を営んでいる太陽光発電所及び当該発電所に付随する発電・売電の権利を株式会社和上ホールディングスに譲渡いたしました。

なお、当中間連結会計期間において、報告セグメントの名称を変更しております。詳細は「第6【経理の状況】1【中間連結財務諸表等】(1)【中間連結財務諸表】【注記事項】(セグメント情報等)【セグメント情報】」の「1. 報告セグメントの概要」をご参照下さい。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
IT関連事業	25 (11)
先端技術活用事業	— (—)
全社(共通)	1 (1)
合計	26 (12)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均雇用人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2019年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
26 (12)	41.0	8.5	4,581

セグメントの名称	従業員数(人)
IT関連事業	25 (11)
先端技術活用事業	— (—)
全社(共通)	1 (1)
合計	26 (12)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均雇用人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで緩やかな回復が続いているものの、国際情勢の先行き不透明感や深刻な人手不足に加え、相次ぐ自然災害による経済への悪影響が懸念され、引き続き不透明な状況が続きました。

当社グループが属する情報サービス産業は、モノのインターネット化（I o T）やビッグデータ、人工知能（A I）等の市場が拡大を続けております。しかしながら、人件費・外注費の高騰や、保守・運用コストの削減ニーズなどから、収益環境は厳しい状況が継続しております。

このような経営環境下において、I T関連事業セグメントにつきましては、概ね予算通りの業務受注高を達成し、売上高 171,957 千円（前年同期比 21.9%増）となり、セグメント利益は 35,893 千円（前年同期比 141.7%増）となりました。

先端技術活用事業セグメントにおいては、実証実験業務及び防災関連商品販売業務は当初の見込みを達成することが出来ず、再生可能エネルギー活用業務は見通しを若干下回るものの、前年より積極的に活動した結果、売上高 51,899 千円（前年同期比 66.4%増）、セグメント損失 4,610 千円（前年同期はセグメント損失 4,909 千円）となりました。

なお、当中間連結会計期間より「再生可能エネルギー活用事業セグメント」は「先端技術活用事業セグメント」へ名称変更を行っております。

これらの結果、当中間連結会計期間における業績につきましては、売上高 223,857 千円（前年同期比 29.9%増）、営業損失 8,692 千円（前年同期は営業損失 20,662 千円）、経常損失 10,931 千円（前年同期は経常損失 23,184 千円）となりました。また、当社連結子会社が保有する太陽光発電所の譲渡による特別利益を 16,332 千円計上したことにより、親会社株主に帰属する中間純利益 5,892 千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失 19,084 千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は 113,331 千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費 13,758 千円、税金等調整前中間純利益 5,401 千円、売上債権の減少額 3,089 千円等の資金増加要因により、35,448 千円の資金増加（前期は、48,610 千円の減少）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、事業譲渡による収入 289,259 千円の主な要因により、282,495 千円の資金増加（前期は、53,367 千円の減少）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金による収入 30,000 千円の資金増加要因はあったものの、長期借入金の返済による支出 310,540 千円、配当金の支払額 3,580 千円の資金減少要因により、284,120 千円の資金減少（前期は、240 千円の減少）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
I T関連事業	165,939	123.2	—	—
先端技術活用事業	27,068	413.3	—	—
合計	193,007	136.6	—	—

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
I T関連事業	171,957	121.9
先端技術活用事業	51,899	166.4
合計	223,857	129.9

(注) 1. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月 30日)		当中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
NEC ソリューションイノベータ(株)	65,790	38.2	82,009	36.6
日本電気(株)	33,716	19.6	48,957	21.9
(株)E-Light	6,550	3.8	27,068	12.1
関西電力(株)	21,469	12.5	20,051	9.0

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社ではフィリップ証券(株)を 2015 年 3 月 30 日開催の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、2015 年 3 月 31 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」という。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日(当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する

破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- 再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、

取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適當な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定め

がなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、2019年9月20日開催の取締役会において、当社連結子会社のコンピュータマインドエナジー1株式会社が保有する太陽光発電所を株式会社和上ホールディングスに譲渡することを決議いたしました。

なお、2019年9月26日付で譲渡契約を締結し、同日において譲渡を完了いたしました。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なることがあります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は285,449千円で、前連結会計年度末に比べ35,167千円増加しております。これは、現金及び預金の増加38,824千円、売掛金の減少3,089千円等が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は80,690千円で、前連結会計年度末に比べて290,897千円減少しております。これは、主に当社連結子会社が保有する太陽光発電所の譲渡によるものであります。建物及び構築物の減少127,917千円、機械装置及び運搬具の減少171,342千円、土地の減少30,960千円等が主な変動要因であります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は182,714千円で、前連結会計年度末に比べて229千円増加しております。これは、1年内返済予定の長期借入金の減少22,234千円、未払消費税等の増加22,161千円等が主な変動要因であります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は61,962千円で、前連結会計年度末に比べて258,304千円減少しております。これは、長期借入金の減少258,306千円等が主な変動要因であります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は121,657千円で、前連結会計年度末に比べて2,305千円増加しております。これは、利益剰余金の増加2,312千円が主な変動要因であります。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備の移動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、以下の土地及び太陽光発電設備を譲渡いたしました。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額				従業員 数(人)
			建物及び構築物 (千円)	機械装置及び 運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)	
コンピュータマインド エナジー1株式会社 (和歌山県伊都郡 かつらぎ町)	先端技術活用事 業	土地 太陽光 発電所	107,963	125,312	30,960 (14,185)	264,236	—

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の予定はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の予定はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2019年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2019年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,740,000	1,290,000	450,000	450,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,740,000	1,290,000	450,000	450,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年4月1日～ 2019年9月30日	—	450,000	—	35,000	—	15,000

(6) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
竹内 次郎	川崎市中原区	289,500	64.7
松澤 献一	東京都世田谷区	36,000	8.0
東 時生	沖縄県那覇市	30,000	6.7
小木曾 有夏	東京都杉並区	24,000	5.4
黒木 誠	川崎市中原区	20,000	4.5
豊里 友樹	沖縄県浦添市	6,700	1.5
竹内 節子	川崎市中原区	5,000	1.1
株式会社E-Light	大阪市天王寺区筆ヶ崎町6-12-3601	4,100	0.9
飯塚 紀夫	福井県福井市	2,000	0.4
井上 健志	埼玉県草加市	2,000	0.4
小林 朋寿	埼玉県飯能市	2,000	0.4
計	—	421,300	94.1

(注1) 上記のほか当社所有の自己株式2,500株があります。

(注2) 株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式を控除計算しており、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 447,500	4,475	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	450,000	—	—
総株主の議決権	—	4,475	—

② 【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) コンピュータマイ ンド株式会社	川崎市宮前区宮崎二丁目10番9号	2,500	—	2,500	0.6
計	—	2,500	—	2,500	0.6

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2019年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	—	—	500	—	—	—
最低(円)	—	—	500	—	—	—

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

3【役員の状況】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 94,506	133,331
売掛金	※ 152,018	148,928
その他	4,646	4,062
貸倒引当金	△889	△872
流動資産合計	250,282	285,449
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※ 135,615	7,698
機械装置及び運搬具	※ 188,978	17,636
土地	※ 30,960	—
その他	3,097	3,097
減価償却累計額	△77,508	△25,231
有形固定資産合計	281,143	3,201
無形固定資産		
のれん	19,287	17,972
その他	553	500
無形固定資産合計	19,840	18,472
投資その他の資産		
投資有価証券	4,649	4,660
繰延税金資産	2,030	2,874
保険積立金	32,339	34,420
その他	31,583	17,060
投資その他の資産合計	70,603	59,016
固定資産合計	371,588	80,690
繰延資産		
開業費	232	193
繰延資産合計	232	193
資産合計	622,103	366,334

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	80,201	79,572
1年内返済予定の長期借入金	※ 61,246	39,012
未払費用	21,100	18,798
未払法人税等	777	628
未払消費税等	5,443	27,604
賞与引当金	11,003	13,504
その他	2,712	3,594
流動負債合計	182,484	182,714
固定負債		
長期借入金	※ 313,835	55,529
資産除去債務	6,431	6,433
固定負債合計	320,266	61,962
負債合計	502,751	244,676
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,000	35,000
資本剰余金	15,000	15,000
利益剰余金	70,842	73,155
自己株式	△1,250	△1,250
株主資本合計	119,592	121,905
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△241	△247
その他の包括利益累計額合計	△241	△247
純資産合計	119,351	121,657
負債純資産合計	622,103	366,334

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
売上高	172,288	223,857
売上原価	147,728	179,343
売上総利益	24,560	44,514
販売費及び一般管理費	※1 45,223	※1 53,206
営業損失(△)	△20,662	△8,692
営業外収益		
受取利息及び配当金	2	35
その他	50	143
営業外収益合計	53	178
営業外費用		
支払利息	2,536	2,379
その他	38	38
営業外費用合計	2,574	2,417
経常損失(△)	△23,184	△10,931
特別利益		
事業譲渡益	—	※2 16,332
特別利益合計	—	16,332
税金等調整前中間純利益又は税金等調整 前中間純損失(△)	△23,184	5,401
法人税、住民税及び事業税	350	369
法人税等調整額	△4,450	△860
法人税等合計	△4,099	△490
中間純利益又は中間純損失(△)	△19,084	5,892
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△19,084	5,892

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
中間純利益又は中間純損失(△)	△19,084	5,892
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	236	△6
その他の包括利益合計	236	△6
中間包括利益	△18,848	5,885
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△18,848	5,885

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	35,000	15,000	89,673	—	139,673
当中間期変動額					
剰余金の配当	—	—	△4,500	—	△4,500
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）	—	—	△19,084	—	△19,084
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	△23,584	—	△23,584
当中間期末残高	35,000	15,000	66,088	—	116,088

項目	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△339	△339	139,333
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	—	△4,500
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）	—	—	△19,084
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	236	236	236
当中間期変動額合計	236	236	△23,348
当中間期末残高	△103	△103	115,984

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	35,000	15,000	70,842	△1,250	119,592
当中間期変動額					
剰余金の配当	—	—	△3,580	—	△3,580
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	5,892	—	5,892
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	2,312	—	2,312
当中間期末残高	35,000	15,000	73,155	△1,250	121,905

項目	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△241	△241	119,351
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	—	△3,580
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	5,892
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	△6	△6	△6
当中間期変動額合計	△6	△6	2,305
当中間期末残高	△247	△247	121,657

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△23,184	5,401
減価償却費	17,355	13,758
のれん償却額	438	1,315
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△78	△16
受取利息及び受取配当金	△2	△35
支払利息	2,536	2,379
事業譲渡益	-	△16,332
売上債権の増減額(△は増加)	15,083	3,089
仕入債務の増減額(△は減少)	△72,648	△628
未払消費税等の増減額(△は減少)	△2,751	22,161
賞与引当金の増減額(△は減少)	6,883	2,501
その他	11,143	4,976
小計	△45,224	38,569
利息及び配当金の受取額	2	35
利息の支払額	△2,523	△2,379
法人税等の支払額	△865	△777
営業活動によるキャッシュ・フロー	△48,610	35,448
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△15,000	△5,000
事業譲受による支出	△22,416	-
事業譲渡による収入	-	289,259
有形固定資産の取得による支出	△13,988	-
その他	△1,961	△1,763
投資活動によるキャッシュ・フロー	△53,367	282,495
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金による収入	30,000	30,000
長期借入金の返済による支出	△25,740	△310,540
配当金の支払額	△4,500	△3,580
財務活動によるキャッシュ・フロー	△240	△284,120
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△102,217	33,824
現金及び現金同等物の期首残高	199,481	79,506
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 97,263	※ 113,331

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

コンピュータマインドエナジー1株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～17年

機械装置及び運搬具 2年～17年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当中間連結会計期間に対応する金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

- ① 当中間連結会計期間末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる契約
工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。
- ② その他契約
工事完成基準を採用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。
ただし、金額的に重要性がないものについては発生時に一括償却しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

① 繰延資産

開業費

効果の及ぶ期間（5年間）にわたり、均等償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払費用」及び「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた 29,257 千円は、「未払費用」21,100 千円、「未払消費税等」5,443 千円、「その他」2,712 千円として組み替えております。

前中間会計期間において独立掲記していた以下の科目につきましては、金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間より他の科目に含めて表示しております。

「棚卸資産」、「未収入金」、「前払費用」、「預け金」は、「流動資産」の「その他」に、「建物」、「建物附属設備」、「構築物」は、「建物及び構築物」に、「機械及び装置」、「船舶」、「車輛運搬具」は、「機械装置及び運搬具」に、「工具器具備品」は、「有形固定資産」の「その他」に、「電話加入権」、「ソフトウェア」は、「無形固定資産」の「その他」に、「出資金」、「長期前払費用」、「敷金・保証金」は、「投資その他の資産」の「その他」に、「未払金」は、「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に独立掲記しておりました「前払費用の増加額(△は増加)」、「未収入金の増加額(△は増加)」、「その他資産の増減額(△は増加)」、「未払費用の増減額(△は減少)」、「その他負債の増減額(△は減少)」は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。さらに、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に独立掲記しておりました「保険積立金の支出」は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示しておりました「前払費用の増減額(△は増加)」340 千円、「未収入金の増減額(△は増加)」2,905 千円、「その他資産の増減額(△は増加)」7,350 千円、「未払費用の増減額(△は減少)」1,009 千円、「その他負債の増減額(△は減少)」△462 千円は、「その他」11,143 千円として、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示しておりました「保険積立金の支出」△1,961 千円は、「その他」△1,961 千円として組替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
現金及び預金	21,896千円	—
売掛金	3,293千円	—
建物及び構築物	111,844千円	—
機械装置及び運搬具	133,169千円	—
土地	30,960千円	—
計	301,164千円	—

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	23,790千円	—
長期借入金	263,760千円	—
計	287,550千円	—

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
管理諸費	8,486千円	9,359千円
役員報酬	12,309千円	15,396千円
賞与引当金繰入額	508千円	540千円
長期前払費用償却 (表示方法の変更)	1,554千円	5,623千円

前中間連結会計期間において、主要な費目として表示しておりました「事務員給与」及び「減価償却費」は、重要性が乏しくなったことにより当中間連結会計期間より、主要な費目として表示しておりません。

なお、前中間連結会計期間の「事務員給与」は、5,037千円、「減価償却費」は、5,004千円であります。

また、前中間連結会計期間において、主要な費目として表示していませんでした「長期前払費用償却」は、重要性が増したことにより、当中間連結会計期間より主要な費目として表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の金額についても記載しています。

※2 事業譲渡益の詳細は、「第6【経理の状況】1【中間連結財務諸表等】(1)【中間連結財務諸表】【注記事項】(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	450,000	—	—	450,000
合計	450,000	—	—	450,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,500	10.0	2018年3月31日	2018年6月29日

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	450,000	—	—	450,000
合 計	450,000	—	—	450,000
自己株式				
普通株式	2,500	—	—	2,500
合 計	2,500	—	—	2,500

2. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,580	8.0	2019年3月31日	2019年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金勘定	112,263千円	133,331千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△15,000千円	△20,000千円
現金及び現金同等物	97,263千円	113,331千円

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	94,506	94,506	—
(2)売掛金	152,018	152,018	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	4,649	4,649	—
資産計	251,174	251,174	—
(1)買掛金	80,201	80,201	—
(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）	375,081	373,667	△1,413
負債計	455,282	453,868	△1,413

当中間連結会計期間（2019年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	133,331	133,331	—
(2)売掛金	148,928	148,928	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	4,660	4,660	—
資産計	286,920	286,920	—
(1)買掛金	79,572	79,572	—
(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）	94,541	94,638	97
負債計	174,113	174,211	97

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1)買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2019年3月31日)

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	4,649	4,990	△340
合計		4,649	4,990	△340

当中間連結会計期間(2019年9月30日)

その他有価証券

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	4,660	4,990	△329
合計		4,660	4,990	△329

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

事業分離

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

株式会社和上ホールディングス

② 分離した事業の内容

当社連結子会社のコンピュータマインドエナジー1株式会社(以下、「エナジー1」といいます。)が保有する太陽光発電所(土地及び太陽光発電設備)及び本件設備に付随する経済産業省認定発電事業計画の発電事業者の権利並びに電力会社と再生可能エネルギー発電設備に関する系統連系に係る一切の権利

③ 事業分離を行った主な理由

エナジー1は、再生可能エネルギー特別措置法による固定買取制度に基づき経済産業省の太陽光発電の設備認定を取得し、発電・売電事業を行っております。昨今のセカンダリー市場において、実績のある太陽光発電所が注目されております。

このような市場環境の中、エナジー1が保有する太陽光発電所においても取得ニーズがあり、売却の検討を慎重に行った結果、次なる事業展開への投資が図れるなど総合的に勘案し、この度、売却することといたしました。

④ 事業分離日

2019年9月26日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

事業譲渡益 16,332千円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

固定資産 272,718 千円

③ 会計処理

移転したエナジー 1 の太陽光発電所事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額から、当該事業分離に要した費用を控除した金額を移転損益（事業譲渡益）として認識しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

先端技術活用事業

※当中間連結会計期間より「再生可能エネルギー活用事業セグメント」は「先端技術活用事業セグメント」に名称変更を行っております。

(4) 当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 20,051 千円

営業損失 △ 5,478 千円

(資産除去債務関係)

本社及び沖縄オフィス、荻窪オフィス、芝大門オフィスの不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

したがって、「IT関連事業」と「先端技術活用事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属するサービスの内容は以下のとおりであります。

事業区分	属するサービスの内容
IT関連事業	システム開発業務、運用支援業務、日本語資源開発業務、その他業務（パソコン教室業務等）
先端技術活用事業	再生可能エネルギー活用業務、実証実験業務、防災関連商品販売業務

なお、当中間連結会計期間より、従来「再生可能エネルギー活用事業」としていた報告セグメント名称を「先端技術活用事業」に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。また、前中間連結会計期間の報告セグメントについても、変更後の名称で表示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	IT関連事業	先端技術活用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	141,106	31,182	172,288	—	172,288
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	141,106	31,182	172,288	—	172,288
セグメント利益又は損失 (△)	14,853	△4,909	9,944	△30,607	△20,662
セグメント資産	91,385	386,592	477,977	137,400	615,378
その他の項目					
減価償却費	1,093	16,261	17,355	—	17,355
のれんの償却額	438	—	438	—	438

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失 (△) の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない当社グループでの現金及び預金並びに管理部門に係る資産であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	I T関連事業	先端技術活用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	171,957	51,899	223,857	—	223,857
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	171,957	51,899	223,857	—	223,857
セグメント利益又は損失（△）	35,893	△4,610	31,282	△39,974	△8,692
セグメント資産	93,402	102,152	195,554	170,779	366,334
その他の項目					
減価償却費	202	13,473	13,676	82	13,758
のれんの償却額	1,315	—	1,315	—	1,315

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失（△）の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない当社グループでの現金及び預金並びに管理部門に係る資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。
2. セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ(株)	65,790	I T関連事業
日本電気(株)	33,716	I T関連事業
関西電力(株)	21,469	先端技術活用事業

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ(株)	82,009	I T関連事業
日本電気(株)	48,957	I T関連事業
(株)E-Light	27,068	先端技術活用事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

（単位：千円）

	I T 関連事業	先端技術活用 事業	全社・消去	合計
当中間期償却額	438	—	—	438
当中間期末残高	20,602	—	—	20,602

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	I T 関連事業	先端技術活用 事業	全社・消去	合計
当中間期償却額	1,315	—	—	1,315
当中間期末残高	17,972	—	—	17,972

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
1株当たり純資産額	266円71銭	271円86銭

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間 純損失金額 (△)	△42円41銭	13円17銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会 社株主に帰属する中間純損失金額 (△) (千円)	△19,084	5,892
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利 益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金 額 (△) (千円)	△19,084	5,892
普通株式の期中平均株式数(株)	450,000	447,500

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月26日

コンピュータマインド株式会社

取締役会 御中

監査法人やまぶき

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西岡 朋晃 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 亮一 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコンピュータマインド株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の間接連結会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、コンピュータマインド株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。